

滋賀県の最低賃金

滋賀労働局

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

効力発生日：平成21年10月1日

地域別最低賃金の件名	最低賃金額 時間額
滋賀県最低賃金	693 円

詳細については、次へお問い合わせください

滋賀労働局賃金室 Tel. 077-522-6654
 大津労働基準監督署 Tel. 077-522-6641
 彦根労働基準監督署 Tel. 0749-22-0654
 東近江労働基準監督署 Tel. 0748-22-0394

☆最低賃金の対象となる賃金には、精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当や賞与、結婚手当等臨時に支払われる賃金は含まれません。

効力発生日：平成21年12月26日

最低賃金名	最低賃金額 時間額	適用業種（日本標準産業分類 平成19年11月改定）※1	各産業別の適用除外労働者※2
滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	727 円	綿紡績業、化学繊維紡績業、毛紡績業、その他の紡績業、その他の織物業、染色整理業、整毛業、フェルト・不織布製造業、上塗りした織物・防水した織物製造業、その他の繊維粗製品製造業（モール製造業、ふさ類製造業、巻ひも製造業、編ひも製造業、よりひも製造業を除く）、じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業、繊維製衛生材料製造業	☆雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ☆糸繰り、糸巻き、経通し、糸きり、管巻き、糸節取り、検反、検品、合糸、ワインダー、晒・染め・精練・整経の下準備、包装、箱詰め又は下回りの業務に主として従事する者
滋賀県繊維工業最低賃金 (平成17年12月18日発効)	696 円	ねん糸製造業、織物業（その他の織物業を除く）、網・網製造業、レース・繊維雑品製造業 (日本標準産業分類 平成14年3月改定 による)	☆雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ☆糸繰り、糸巻き、経通し、糸きり、管巻き、糸節取り、検反、検品、合糸、ワインダー、晒・染め・精練・整経の下準備、包装、箱詰め又は下回りの業務に主として従事する者
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	810 円	ガラス・同製品製造業、セメント製造業、その他のセメント製品製造業、衛生陶器製造業、炭素・黒鉛製品製造業、炭素繊維製造業	☆雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鑄鉄管製造業最低賃金 (平成16年12月18日発効)	775 円	製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鉄素形材製造業、鑄鉄管製造業 (日本標準産業分類 平成14年3月改定 による)	☆雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (旧「一般機械器具製造業」)	811 円	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）のうちの農業用トラクタ製造業、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く）、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業	☆雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業最低賃金	799 円	体積計製造業、はかり製造業、圧力計・流量計・液面計等製造業、精密測定器製造業、分析機器製造業、試験機製造業、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業	☆雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
滋賀県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	793 円	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業	☆雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ☆手作業による刻印、包装又は選別の業務に主として従事する者 ☆部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務に主として従事する者
滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金	813 円	自動車・同附属品製造業	☆雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ☆卓上で行う軽易な部品の組立て、刻印、選別、包装又はバリ取りの業務に主として従事する者
滋賀県各種商品小売業最低賃金	740 円	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） ※衣食住の3つ全てを扱い、そのうちどれが主になるか判断できない小売業	☆雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

派遣労働者については、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されます。

※1

適用業種には、上記の産業において「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び「純粋持株会社」を含みます。

※2

次に掲げる労働者は産業別最低賃金の適用が除外され、滋賀県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (3) 各産業別の適用除外労働者

効力発生日：平成12年5月10日

滋賀県塗料製造業 地域的最低賃金	1日	1時間	塗料製造業	☆18歳未満又は65歳以上の者を除く
	6,640円	830円		